

第 2 編 子ども・子育て支援事業計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本的な方向

(1) 基本理念

令和5年のこども家庭庁の創設を機に、我が国の子ども・子育て支援は新たな段階へと移行しました。こども基本法の理念のもと、すべての子どもの健やかな成長を社会全体で支援する体制が強化され、市町村にはこども大綱等に基づき、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実と、包括的な支援体制の構築が期待されています。

<国の政策で掲げられた計画のポイント>

- ◆ すべての子どもの権利が保障され、健やかな成長が実現される社会を目指す
- ◆ 子どもの視点に立った、包括的な支援体制を構築する
- ◆ 社会全体で子育て家庭を支える仕組みづくりを推進する
- ◆ 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実現する
- ◆ 質の高い教育・保育の提供と地域の子育て支援の充実を図る
- ◆ 子育て世帯の経済的支援の充実を図る
- ◆ 子どもの安全・安心な居場所づくりを推進する
- ◆ 関係機関・団体等の有機的な連携による切れ目のない支援を実現する

そこで、本計画においては、こども基本法の理念を踏まえつつ、こどもまんなか社会の実現と子どもの権利の保障を基本としながら、地域社会全体で子どもや子育て家庭に寄り添い支える体制の構築を目指します。また、誰一人取り残すことなく、必要な支援が確実に届く仕組みづくりを進めるため、以下の基本理念を継承し、さらなる充実を図ります。

**すべての子どもの幸せの実現に向けて、
地域のすべての人ができることを行い、
子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していく
まちづくりを推進していきます**

(2)計画推進のための重点施策分野

基本理念の実現に向けて、次の7つを重点施策分野として、施策・事業を組み立て、推進します。

1 幼児期の教育・保育事業の推進

質の高い教育・保育を提供するため、保育人材の確保・育成を進めるとともに、幼児期の特性を踏まえた環境づくりに取り組みます。また、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図り、子どもの健やかな成長と学びの連続性を支援します。

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

地域のニーズに応じた多様な子育て支援サービスを提供し、仕事と子育ての両立支援や経済的負担の軽減など、子育て家庭への総合的な支援を推進します。また、相談支援を通じて、必要な支援が適切に届く体制を構築し、すべての子育て家庭をサポートします。

3 子どもの心身の健やかな成長の支援

国際理解教育やにかほ地域学など様々な体験や活動の機会を確保し、子どもの主体性や創造性を育む環境づくりに取り組みます。

4 子育て家庭をサポートする体制の整備

妊娠期から切れ目のない支援を提供し、子どもの発達段階に応じた健康づくりを推進します。また、相談・支援体制を充実させ、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細かなサポートを提供します。

5 地域の子育て力を強化する施策の充実

地域における子育て相談機関のネットワーク強化を図り、支援を必要とする家庭に適切な支援が届く体制を構築します。また、子育て支援サービスの情報提供を充実させるとともに、次代の親となる小中学生に対して、生命尊重や人権意識を育む機会を提供し、地域全体で子育てを支える環境づくりを推進します。

6 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

子どもの安全を守る地域づくりや防犯・交通安全対策を推進します。また、遊び場の整備、子育てバリアフリーの推進など、安心して生活できる環境整備に取り組みます。さらに、企業等と連携し、子育て世帯が仕事や子育て等を両立できるよう、働きやすい環境整備の推進を図っています。

7 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

障がいのある子どもへの療育支援や、ひとり親家庭の自立支援、児童虐待防止に向けた早期発見・対応など、支援を必要とする子どもと家庭に対して、関係機関と連携しながら個々の状況に応じたきめ細かな支援を提供します。

2 計画の体系

【基本理念】

すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人ができることを行い、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりを推進していきます

重点施策分野 1: 幼児期の教育・保育事業の推進

1-1 教育・保育事業

1) 保育園・認定こども園

1-2 保育・教育環境の質の向上

1) 保育士研修会
2) 教育・保育アドバイザーの設置・訪問

重点施策分野 2: 地域子ども・子育て支援事業の推進

2-1: 通所系事業

1) 延長保育事業
2) 休日保育事業
3) 一時預かり事業
4) 一号認定(教育認定)の預かり保育サービス
5) 病児保育事業
6) ショートステイ事業
7) トワイライトステイ事業
8) 放課後児童健全育成事業

2-2: 訪問系事業

1) 新生児・乳児(赤ちゃん)訪問事業
2) 子育て世帯訪問支援事業

2-3: 相談支援

1) 地域子育て支援拠点事業
2) 利用者支援事業

2-4: その他の事業

1) ファミリー・サポート・センター事業
2) 妊産婦健康診査

重点施策分野 3: 子どもの心身の健やかな成長の支援

3-1: 児童の健全育成

1) 思春期の心のケア充実
2) 青少年団体等に対する支援

3-2: 学校教育の充実

1) 国際理解教育の推進
2) 教育の情報化の推進
3) 学校施設整備事業
4) にかほ地域学推進事業

3-3: 放課後児童対策の充実

1) 放課後子ども教室の開催
2) 地域学校協働本部の設置

重点施策分野 4:子育て家庭をサポートする体制の整備

4-1 妊産婦支援の充実

- 1) 妊娠 11 週未満内の早期届け出のPR
- 2) 妊産婦個別指導の強化(妊婦貧血など)

4-2 母子の健康づくりの推進

- 1) 乳幼児健診の充実
- 2) 歯科健診の充実
- 3) ことばの相談
- 4) 発達相談あのね
- 5) 各種予防接種の接種率の向上
- 6) 産後ケア事業
- 7) フッ化物洗口事業

4-3 食育の推進

- 1) 離乳食教室
- 2) 幼児健診栄養教室

4-4 家庭の子育て力の強化

- 1) パパ・ママ教室あのね
- 2) 産前産後サポート事業

重点施策分野 5:地域の子育て力を強化する施策の充実

5-1 地域の子育て力の強化

- 1) 子育て相談機関のネットワーク強化
- 2) 中高生やボランティアによる子育て支援の推進

5-2 子育て情報の効果的な提供

- 1) 子育てサービスに関する情報提供の充実

5-3 次代の親の育成

- 1) 人間尊重、生命尊重、男女平等に関する指導事業(小学校)
- 2) 人間尊重、生命尊重、男女平等に関する指導事業(中学校)
- 3) 幼児と触れ合う事業

重点施策分野 6:子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

6-1 子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備

- 1) 「こどものえき」の周知、有効活用の促進
- 2) バリアフリー歩道の整備
- 3) 子どもの遊び場整備
- 4) 公園遊具の整備

6-2 子どもと子育て家庭の安全の確保

- 1) 防犯教室の開催
- 2) 交通安全教室(保育園・幼稚園・小学校)
- 3) 交通安全パトロールの実施

6-3 仕事と生活の調和の促進

- 1) 企業等の取り組みの啓発活動

重点施策分野 7:一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

7-1 障がい児支援の推進

- 1)障害児保育事業
- 2)障害の早期発見、早期対応
- 3)巡回児童相談
- 4)発達障がい児への支援
- 5)特別支援教育の充実

7-2 ひとり親家庭等の自立支援

- 1)ひとり親日常生活支援事業
- 2)自立支援教育訓練給付費事業
- 3)高等職業訓練促進事業
- 4)母子自立支援員の相談体制の充実
- 5)母子自立支援プログラム策定等事業

7-3 児童虐待防止対策の推進

- 1)児童虐待防止の意識啓発
- 2)児童虐待の早期発見、要保護児童対策地域協議会の運営
- 3)児童相談窓口の設置

第2章 事業推進

1 幼児期の教育・保育事業の推進

1—1 教育・保育事業

(1)保育園・認定こども園

1)事業概要

保育所では保育が必要な子どもの保育を行っています。認定こども園では保育所と幼稚園の枠組みを超えて、保育・幼児教育を提供しています。入所者数は、少子化の影響により傾向にあります。

2)取り組みの方向

令和2年4月に明星保育園と星城保育園がそれぞれ認定こども園へ移行しました。今後もすべての子どもの健やかな成長を支えるため、多様化するニーズに応じたきめ細かな支援体制を整備します。

1—2 保育・教育環境の質の向上

(1)保育士研修会

1)事業概要

保育士等の専門性と実践力向上を図るため、市主催の研修会を計画的に開催しています。研修では、保育理論や実践的なスキル習得に加え、保育現場における課題への対応力を高めるための事例検討や情報交換の機会を設けています。

2)取り組みの方向

保育士の専門性向上と市全体の教育・保育の質の向上を目指し、子どもの自立する力を育む非認知能力の向上を図る研修等を実施し、保育現場のニーズや社会状況の変化を踏まえた研修内容の更なる充実に取り組みます。

(2)教育・保育アドバイザーの設置・訪問

1)事業概要

保育所や認定こども園への巡回指導等を行う教育・保育アドバイザーを配置し、各園の保育実践に対する助言や環境整備への支援を行っています。また、ニーズや課題に応じた実践的な研修を実施することで、質の高い教育・保育の実現を図っています。

2)取り組みの方向

就学前の幼児期に育まれた力を小学校入学後もスムーズに発揮し、より大きく伸ばしていけるよう、幼児教育と小学校教育の円滑な接続に取り組んでいきます。具体的には、小学校入学を控えた幼児期の終わりの架け橋期に就学への期待感や学習意欲を高めるためのカリキュラム開発を支援します。

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

2-1 通所系事業

(1) 延長保育事業

1) 事業概要

保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を実施し、一部の保育所では21時までの延長保育も行っています。

2) 取り組みの方向

現在の延長保育サービスは利用者のニーズに応えられていることから、引き続き、保護者が安心して就労できるよう、現行の体制を維持します。また、利用状況や保護者のニーズを把握しながら、必要に応じてサービスの充実を検討します。

(2) 休日保育事業

1) 事業概要

日曜日や祝日に就労等により保育が必要な場合に対応するため、市内2か所(にかほ保育園、勢至保育園)で休日保育を実施しています。

2) 取り組みの方向

現在の実施園での休日保育は継続して提供します。また、象潟地区での実施については、地域の保育ニーズを把握しながら検討を進めます。

(3) 一時預かり事業

1) 事業概要

保護者の通院や冠婚葬祭、育児疲れの解消などの理由により、一時的に家庭での保育が困難な場合に、未就園児を預かるサービスです。市内のすべての保育所・認定こども園で実施しています。

2) 取り組みの方向

現在の実施体制で利用者のニーズに応えられていることから、引き続き、保護者の様々な事情に柔軟に対応できるよう、サービスを提供します。

(4) 一号認定(教育認定)の預かり保育サービス

1) 事業概要

一号認定(教育認定)を利用する子どもを対象に、教育時間終了後や夏休みなど長期休業期間中に預かり保育を実施しています。市内の認定こども園で実施しています。

2) 取り組みの方向

各認定こども園において、保護者のニーズや各認定こども園の特色を活かしながら、預かり保育を継続して実施します。

(5) 病児保育事業

1) 事業概要

子どもが病気やけがの際に、保護者が就労等の理由で家庭での保育が困難な場合に対応する保育サービスとして、次の3つの形態で実施しています。

- ・病児対応型: 病気の回復期に至っていない児童の保育(市内1か所)
- ・病後児対応型: 病気の回復期にある児童の保育(市内1園)
- ・体調不良児対応型: 保育中に体調不良となった児童への対応(市内3園)

2) 取り組みの方向

令和6年12月に病児保育施設「みんと」を開設し、保護者の子育てと就労の両立を支援する体制が強化されました。引き続き、現在の実施施設でのサービスを継続するとともに、看護師や保育士の確保と保護者が利用しやすい体制づくりを進めます。

(6) ショートステイ事業

1) 事業概要

保護者の疾病や事故、冠婚葬祭などにより、一時的に子どもの養育が困難となった場合に、児童福祉施設で子どもを預かる事業です。また、必要に応じて親子での利用も可能です。

2) 取り組みの方向

市内には受け入れ可能な児童福祉施設がないため、秋田市の施設と連携し、必要な方がサービスを利用できるよう支援します。

(7) トワイライトステイ事業

1) 事業概要

保護者の仕事の都合により帰宅が夜間にわたる場合に、児童福祉施設等で子どもを預かり、夕食の提供や生活支援を行う事業です。現在は実施に至っていません。

2) 取り組みの方向

市内に受け入れ可能な児童福祉施設がないため、保護者の保育ニーズを把握しながら、事業の実施について検討します。

(8)放課後児童健全育成事業

1)事業概要

市内児童のうち、保護者が就労等により日中家庭にいない児童に対して、家庭に代わり適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

市内では小学校の統合が進んでいるなかで、法人、団体へ委託し、6か所で実施しています。

2)取り組みの方向

放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携

放課後児童クラブと放課後子ども教室^(注1)の連携型^(注2)の運営について検討するとともに、子どもたちが一緒に参加できる活動の企画や運営方法を生涯学習課と協議を進めます。

また、小学校の空き教室の活用について、利用状況の推移を見極めながら、教育委員会、学校と十分な話し合いを行い、円滑な実施を目指します。さらに、開所時間について、保護者のニーズに対応し開所時間を早めることを検討します。

(注1)放課後子ども教室

放課後子ども教室は、すべての小学生を対象に、放課後等に小学校等を活用して実施する事業です。地域の方々の協力を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを行い、子どもたちの安全・安心な居場所づくりを進めています。(事業概要は P46 へ記載)

(注2)連携型

共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加・交流できるものです。

2—2 訪問系事業

(1)新生児・乳児(赤ちゃん)訪問事業

1)事業概要

生後2カ月までの乳児のいるすべての家庭に保健師・助産師が訪問のうえ、子どもの健康状態を確認し、必要な支援を行います。また、乳幼児健診や予防接種などの情報提供、子育て支援に関する情報提供を行い、育児に関する相談に対応します。

2)取り組みの方向

妊娠後期面談で赤ちゃん訪問のことを伝え、出生連絡票で訪問の希望時期を記入してもらっています。引き続き100%の訪問を目標に実施します。

(2)子育て世帯訪問支援事業

1)事業概要

訪問支援員が家事・子育て等に対して、不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て支援等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え虐待リスクの高まりを未然に防ぐ事業です。

2)取り組みの方向

委託事業者の選定を行い、事業実施を検討します。

2-3 相談支援

(1)地域子育て支援拠点事業

1)事業概要

幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。市内では法人、団体へ委託し、4か所で実施しています。

2)取り組みの方向

未就園児を持つ保護者にとって貴重な相談交流の場でもあるため、今後も継続して実施していきます。さらに、ニーズを見極めながら、土曜の実施を検討します。

(2)利用者支援事業

1)事業概要

「にかほ市ネウボラあのね」を拠点に、保健師や助産師、臨床心理士、栄養士などの専門職が妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートします。妊娠・出産・子育ての様々な不安や悩みに寄り添い、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

2)取り組みの方向

引き続き、安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を行っていきます。また、必要に応じて関係機関と連携しながら継続的な支援を行います。

2-4 その他の事業

(1)ファミリー・サポート・センター事業

1)事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい人と援助を行いたい人が、事前に会員登録をする地域の相互援助事業となります。これまでのところ、事業化に至っていません。

2)取り組みの方向

市内に子育てサポーター等の活動団体がないため、保護者のニーズを把握しながら、引き続き事業の実施について検討します。

(2)妊産婦健康診査

1)事業概要

妊婦の安全な出産と産後の母体の健康維持を目的に、下記の健診・検査・相談に係る費用の一部を助成します。

【産前】

- ・ 妊婦健診(最大16回)
- ・ 子宮頸がん検査
- ・ 妊婦歯科健康診査

【産後】

- ・ 産婦健康診査(2週間・1か月)
- ・ 母乳育児相談(最大3回)

2)取り組みの方向

妊産婦健康診査の内容は、県及び県産婦人科医会との協議に基づき、必要な検査項目を定めています。なお、令和7年度から超音波検査の公費負担を5回から9回へ拡充させ、妊産婦の健康管理の充実を図ります。

3 子どもの心身の健やかな成長の支援

3-1 児童の健全育成

(1) 思春期の心のケア充実

1) 事業概要

小学校 6 年生及び中学校 2 年生を対象に「いのちの教室」を年 7 回実施しています。自己肯定感を育み、友人関係や生活上の困難、ストレスに直面した時の対処方法や SOS の出し方について学ぶ良い学習機会となっています。

2) 取り組みの方向

実施に向けた臨床心理士、学校との日程等調整が課題となっていますが、今後も学校及び臨床心理士と緊密な連携を図りながら、内容を充実させて継続実施します。

(2) 青少年団体等に対する支援

1) 事業概要

「青少年育成にかほ市民会議」に対して補助金を交付し、青少年健全育成を目的とした自主的な活動を支援しています。

2) 取り組みの方向

年2回の会報発行を通じて「青少年育成にかほ市民会議」の活動を周知し、活動がより地域に浸透するような取り組みを行います。

3-2 学校教育の充実

(1) 国際理解教育の推進

1) 事業概要

主に小学校外国語および中学校英語科においてALT(外国語指導助手)等を活用しながら国際理解教育を含めた形で学習が進められています。また、特別の教科道徳においても国際理解と親善の心・人類愛を学んでいます。

2) 取り組みの方向

各校において外国語活動、英語科、総合的な学習の時間、道徳・特活等の学習において指導の充実を図っていきます。

ネイティブスピーカーとしてALT等を活用して外国語学習の充実を図るとともに、国際理解教育関連の学習にもALT等が充分にかかわることができるように支援します。

(2)教育の情報化の推進

1)事業概要

情報教育・情報モラルの指導を含め各校において計画に従って教育活動が実施されています。また、ICT(情報通信技術)を活用した学習活動も実施され、デジタル教科書や電子黒板を活用した“わかる授業”に向けた工夫改善に取り組んでいます。タブレット(端末機器)を導入した授業の工夫改善にも取り組んでいます。

2)取り組みの方向

学習での有効性等を検証し、活用の工夫を図り、デジタル教科書、電子黒板、タブレット等の教育機器を活用したプログラミング学習等の授業や実践に向け、教育研究所情報教育推進委員会を中心に充実を図ります。

(3)学校施設整備事業

1)事業概要

児童生徒が、安全な教育環境の中で健やかな成長が図られるよう、学校施設の整備を行っています。

2)取り組みの方向

計画的な施設整備および財政負担の縮減と平準化を図りながら、引続き学校との連絡を密にし、適切に整備を実施します。

(4)にかほ地域学推進事業

1)事業概要

各教科や総合的な学習の時間等で、「にかほジオ学」「歴史・文化」「防災教育」「最新科学」を4つの柱とした「にかほ地域学」を推進しています。

2)取り組みの方向

外部講師(ゲストティーチャー)の手配や実践紹介による情報の共有など、学校教育課としての支援に取り組めます。

3—3 放課後児童対策の充実

(1)放課後子ども教室の開催

1)事業概要

市内3公民館を拠点に地域住民や生涯学習奨励員、高校生ボランティアの参画を得て、野外学習やスポーツ、文化活動、地域との交流などの体験活動を実施しています。

2)取り組みの方向

これまで各公民館で月1回程度実施してきた放課後子ども教室を、より効果的な運営方法に見直します。具体的には、市内3つの公民館が協力して事業を実施することで、子どもたちの活動の幅を広げるとともに、見守りスタッフの確保や運営担当者の負担軽減を図ります。

(2)地域学校協働本部の設置

1)事業概要

学校と家庭、地域が連携して地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく地域学校協働活動を推進します。

2)取り組みの方向

放課後等支援活動も含め、子どもたちの夢に向かって生き抜く力及び学力を育むことを目的として取り組みます。

4 子育て家庭をサポートする体制の整備

4-1 妊産婦支援の充実

(1) 妊娠 11 週未満内の早期届け出のPR

1) 事業概要

早い段階から、妊娠期の様々な悩みや問題に対応することができるように、妊娠 11 週未満内の早期届け出の促進を図っています。

2) 取り組みの方向

届出が遅れたケースに対しては、妊娠届の面談時に理由等を慎重に確認していくとともに、必要に応じて医療機関と連携していきます。早期届出の周知は、引き続きホームページ等でPRを強化します。

(2) 妊産婦個別指導の強化(貧血・妊娠糖尿病など)

1) 事業概要

妊娠中や産後の体や心の変化に早期に対応できるよう、助産師や保健師が個別相談に応じています。特に貧血や妊娠糖尿病などの早期発見と適切な支援に力を入れています。

2) 取り組みの方向

各種教室や個別面談の機会を通じて、助産師・保健師・栄養士が専門的な相談支援を行います。また、産後の心身の不調にも丁寧に対応し、お母さんの健康づくりを支援します。

4-2 母子の健康づくりの推進

(1) 乳幼児健診の充実

1) 事業概要

乳幼児の発育や発達確認、育児指導、よりよい食生活と生活習慣の確立に向けて、乳児期は4か月・7か月・10か月に、幼児期は1歳6か月、3歳、5歳で健診を実施しています。

2) 取り組みの方向

引き続き受診率100%を目標に実施します。

(2) 歯科健診の充実

1) 事業概要

妊婦とお子さんの歯と口の健康を守るため、妊婦歯科健診を実施しています。また、乳幼児期の虫歯予防と口の健康づくりを進めるため、1歳6か月、2歳、3歳、5歳児を対象に歯科健診を実施しています。健診では、歯科衛生士による歯みがき指導や口腔の健康に関する相談を行っています。

2) 取り組みの方向

妊婦歯科健診については、母子健康手帳交付時などの機会を通じて受診を呼びかけ、受診率の向上を図ります。また、1歳6か月から5歳までの歯科健診では、虫歯予防のための丁寧な指導を行うとともに、子どもの健やかな成長に欠かせない食事や生活リズムについても助言を行います。

(3) ことばの相談

1) 事業概要

ことばの相談を年12回実施しています。

2) 取り組みの方向

保護者と連絡を取りながら、スムーズに相談へつなげることができるよう取り組んでいきます。保護者の同意のもと園訪問を通して、情報交換を行います。

(4) 発達相談あのね

1) 事業概要

お子さんの行動や発達について心配なことがある保護者を対象に、年12回の発達相談を実施しています。主に3歳児健診、5歳児健診、保育所など集団生活での様子などをもとに相談をお受けしています。

2) 取り組みの方向

発達相談が必要な場合は、保護者の方と丁寧に話し合いながら、安心して相談を受けていただけるよう支援します。また、保護者の同意を得たうえで保育所やこども園を訪問し、お子さんの様子を確認するとともに、園との情報共有を行い、よりよい支援につなげます。

(5) 各種予防接種の接種率の向上

1) 事業概要

予防接種法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、予防接種を実施しています。

2) 取り組みの方向

予防接種について乳幼児健診等で周知を強化するとともに、未接種者には個別通知等により接種勧奨を行い、接種率の向上を図ります。

(6)産後ケア事業

1)事業概要

産後ケア事業ガイドラインに沿いながら、出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや産後のマイナートラブルへのケア、育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援していきます。

(注)マイナートラブル

妊娠にともなうホルモンの変化や子宮の増大などによって起こる不快な症状

2)取り組みの方向

宿泊型・デイサービス型・訪問型をそれぞれ委託し実施しています。妊娠後期面談や各教室、産婦健康診査、赤ちゃん訪問等で母親の状態やニーズ等のアセスメントをしっかりと行い、必要なサービスにつなげていきます。また、サービス利用の終了後も引き続き切れ目のない支援の提供につなげます。

(7)フッ化物洗口事業

1)事業概要

永久歯のむし歯予防を目的に、年長児から中学卒業まで一貫したフッ化物洗口の実施に向け、希望する市内の年長児・小・中学生を対象に園や学校で実施しています。

永久歯のむし歯予防のため、保育園の年長児から中学生までを対象に、希望者にフッ化物洗口を実施しています。園や学校で定期的に行うことで、継続的なむし歯予防効果が期待できます。

2)取り組みの方向

現在、市内のすべての小・中学校で実施していますが、保育園では7園中4園での実施にとどまっています。むし歯予防に効果的なフッ化物洗口を、希望するすべての子どもが利用できるよう、未実施の保育園に対して事業の必要性や安全性について丁寧に説明し、実施園の拡大を目指します。

4—3 食育の推進

(1)離乳食教室

1)事業概要

乳児健診時に4・7・10か月児を対象として、離乳食教室を実施しています。

2)取り組みの方向

今後も継続して実施します。

(2) 幼児健診栄養教室

1) 事業概要

幼児健診時に集団指導と個別相談を実施しています。5歳児健診は子どもと保護者を分離し、子どもへの栄養教室を実施することで集団指導時の成長発達確認を同時に実施しています。

2) 取り組みの方向

参加児童の食物アレルギー対策など、きめ細かな運営を行うとともに、開催回数の増加なども検討し、今後も継続して実施します。

4—4 家庭の子育て力の強化

(1) パパ・ママ教室あのおね

1) 事業概要

出産を控えた夫婦を対象に、年3回の育児講座を開催しています。講座では、赤ちゃん人形を使った沐浴体験や助産師による育児のアドバイス、市の子育て支援サービスの紹介などを行うとともに、参加者同士の交流の場としても活用いただいています。

2) 取り組みの方向

対象者の人数に応じて、講座の実施方法を柔軟に見直します。集団での開催が難しい場合は、他の機会での交流の場を設けるほか、必要に応じて個別での育児相談なども検討します。

(2) 産前産後サポート事業

1) 事業概要

妊婦や子育て中の母親が安心して出産・育児ができるよう、1～2か月に1回のペースで教室を開催しています。妊娠期や赤ちゃんの発達に合わせた内容で実施し、母親同士の交流を通して出産や育児の不安解消や孤立感の解消を図ります。

2) 取り組みの方向

妊娠・出産及び赤ちゃんの発達等に関する相談に、助産師や保健師等が丁寧に対応します。また、教室では参加者同士の交流を大切にし、お母さんたちが気軽に悩みを話せる場となるよう支援を充実させます。

5 地域の子育て力を強化する施策の充実

5—1 地域の子育て力の強化

(1)子育て相談機関のネットワーク強化

1)事業概要

幼児健診等で子どもの発達や成長について気がかりなことがあった場合、速やかに適切な支援につなげられるよう、こども家庭センターを中心に、保健、福祉、保育の関係機関が連携して対応しています。

2)取り組みの方向

子どもの発達や成長について保護者と認識が異なる場合でも、それぞれの気持ちに寄り添いながら、丁寧な相談支援を行います。また、定期的に学校訪問や園訪問を行い、児童家庭支援センターこねくと、教育支援センターぱすてるなど各関係機関との情報共有や連携を強化し、子どもの健全やかな成長を地域全体で支える体制を充実させます。

(2)中高生やボランティアによる子育て支援の推進

1)事業概要

中学校における職場体験学習で、将来保育士になりたいという希望をもつ生徒が体験学習を行っています。体験学習に際しては、教育委員会のキャリア教育実行委員会が保育所・認定こども園と連絡をとり受け入れを依頼しています。

2)取り組みの方向

今後もキャリア教育実行委員会と各保育所・認定こども園との連絡を密にしながら中学生の体験学習の受け入れを依頼します。

5—2 子育て情報の効果的な提供

(1)子育てサービスに関する情報提供の充実

1)事業概要

ホームページおよび子育てガイドブック、SNS等で、保育サービスや子育てに関する情報提供を行うとともに、出生届提出時に各種情報を配布しています。

2)取り組みの方向

引き続き、子育てガイドブックを定期的に更新し、妊娠届提出時及び転入時に配布します。また、SNSを活用し、より効果的な情報発信を行います。

5—3 次代の親の育成

(1)人間尊重、生命尊重、男女平等に関する指導事業(小学校)

1)事業概要

小学校では、道徳の時間や学校行事などを通じて、人を思いやる心や生命を大切にする心、互いを認め合う心を育む教育を行っています。また、学んだことを日常生活で実践できるよう、様々な体験活動も取り入れています。

2)取り組みの方向

道徳の授業では、子どもたちが主体的に考え、話し合える授業づくりを進めます。また、学校行事や児童会活動などでは、思いやりの心を実践できる機会を充実させ、より豊かな心の育成を目指します。

(2)人間尊重、生命尊重、男女平等に関する指導事業(中学校)

1)事業概要

中学校では、道徳の時間や学校行事などを通じて、人権や生命を尊重する心、男女の相互理解と協力の精神を育む教育を行っています。また、学んだことを実生活に活かせるよう、生徒会活動や体験活動なども実施しています。

2)取り組みの方向

道徳の授業では、生徒が自ら考え、議論する機会を増やし、より深い学びを実現します。また、学校行事や生徒会活動などでは、思いやりの心や人権意識を実践的に培う機会を充実させ、豊かな人間性の育成を目指します。

(3)幼児と触れ合う事業

1)事業概要

中学校家庭科の授業において保育体験学習を実施して子育ての楽しさや親としての責任を学んでいます。

2)取り組みの方向

中学校家庭科担当教諭と訪問先の保育所及び認定こども園との打ち合わせの時間確保が必要であり、家庭科担当教諭と保育所・認定こども園との連携を密にし、計画的な事業実施に向けて取り組みます。

6 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

6-1 子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備

(1)「こどものえき」の周知、有効活用の促進

1)事業概要

県の「こどものえき」設置事業を活用し、公共施設におむつ交換台、ベビーキープ、授乳用イスを設置し、「こどものえき」として認定しています。

2)取り組みの方向

市民に対して「こどものえき」の設置施設のPRが十分に行われていないため、認定「こどものえき」の設置施設を市民に対してホームページ等で広くPRします。

(2)バリアフリー歩道の整備

1)事業概要

国道・県道・市道において、歩道の改修工事によりセミフラット型歩道に改良するなど、バリアフリー歩道の整備を図っています。

2)取り組みの方向

歩道の未整備箇所が多く、実施計画に基づき幹線道路の整備を計画していますが、多大な事業費を要するため、完了するまでは相当な時間を要する状況にあります。事業実施に向けて関係機関と協力して調整を図るとともに、実施計画に基づき通学道路等の歩道整備を実施します。

(3)子どもの遊び場整備

1)事業概要

地域の子どもたちが安全に遊べる環境づくりを進めるため、自治会等が行う公園遊具の設置や更新にかかる費用を補助しています。

2)取り組みの方向

各地域からの要望に応じて遊び場の整備を支援することで、地域の実情に合った遊び場づくりを進めています。今後も自治会等と連携しながら、子どもたちが安心して遊べる環境整備を支援します。

(4)公園遊具の整備

1)事業概要

市内の公園遊具を定期的に点検し、安全性を確認しています。点検の結果、危険と判断された遊具については、速やかに補修または撤去を行っています。

2)取り組みの方向

地域の皆さまの要望をお聞きしながら、遊具の新設や補修を計画的に進め、子どもたちが安全に遊べる環境を整えます。また、各公園の利用状況や地域の実情を踏まえ、遊具の配置や公園の在り方について検討を行います。

6—2 子どもと子育て家庭の安全の確保

(1)防犯教室の開催

1)事業概要

学校が警察と協力して開催しています。

2)取り組みの方向

にかほ幹部交番と連携をしながら、今後も継続して開催します。

(2)交通安全教室(保育園・幼稚園・小学校)

1)事業概要

交通安全協会から信号機など交通安全啓発用機材をお借りするなどして、開催しています。

2)取り組みの方向

今後も継続して実施します。

(3)交通安全パトロールの実施

1)事業概要

交通安全運動時期等に、交通指導隊によるパトロールを行っています。

2)取り組みの方向

事業の周知を強化するとともに、事業協力者の確保を図り、今後も継続して取り組みます。

6—3 仕事と生活の調和の促進

(1)企業等の取り組みの啓発活動

1)事業概要

企業訪問や工業振興会等の諸会議において、育児・介護休業制度の趣旨や内容についての啓発や情報提供を行い、仕事や子育て等の両立できるよう働きやすい環境整備の推進を図っています。また、県等の関係機関と連携し、男性が家事・育児へ積極的に参加できるようにするためのセミナーや講座等を開催しその趣旨への理解と協力について啓発を行っています。

2)取り組みの方向

育児・介護休業制度は、企業においては定着しており、現状では、女性の育児・介護休暇の取得は多くなっていますが、男性の取得はまだまだ少ない状況にあります。今後も仕事や子育て等の両立ができるように働きやすい環境整備の改善を推進していかなければならないため、今までの取り組みを継続し、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業制度の周知徹底を図り、講演会、広報、ポスター、チラシ等による啓発活動を強化していきます。また、民間企業が、般事業主行動計画を策定し、「くるみん」等の認定を目指していくような環境整備の普及を推進します。

7 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

7-1 障がい児支援の推進

(1) 障害児保育事業

1) 事業概要

市内の保育所や認定こども園、学童保育クラブでは、集団保育が可能な障害児の保育を実施しています。専門機関と連携しながら、一人ひとりの特性に応じた適切な支援をしています。

2) 取り組みの方向

配慮が必要なお子さんへの保育の充実を図るため、保育士等の研修を通じて専門性の向上に努めるとともに、園全体での理解を深めます。また、発達について気がかりなことがある場合は、保護者の方と丁寧に相談しながら、専門機関と連携して支援を行います。さらに、支援に必要な保育士を配置する園への補助を拡充するなど、受け入れ体制の強化に取り組みます。

(2) 障害の早期発見、早期対応

1) 事業概要

障害の原因となる疾病や事故の予防および早期発見・治療の推進を図るため、妊婦および乳幼児に対する健診や学校における健診等を推進します。乳幼児期から行う各種健診時において、予防対策や、障害の発見に努めています。

2) 取り組みの方向

より一層の体制の充実を目指します。

(3) 巡回児童相談

1) 事業概要

療育手帳の更新対象者や、3歳児健診・5歳児健診で指導を受けた児童等の相談を実施しています。

2) 取り組みの方向

3歳児健診・5歳児健診で指導を受けた児童の親の理解が得られず相談に至らない場合があるため、指導を受けた児童に適切な支援を行うことができるように、引き続き、親の理解を求め巡回相談につなげられるようにします。

(4)発達障がい児への支援

1)事業概要

月に1度、発達に遅れがあると思われる未就学児童を対象とした集団訓練事業「たんぽぽキッズ」をにかほ市多目的屋内運動場(エスパーク★にかほ)で開催しています。少人数集団での社会的スキルトレーニングを実施することで、児童の適応性の伸長を図るとともに、保護者に対して家庭における養育上の知識及び技術を提供し、その自立助長と福祉の増進を図ります。

2)取り組みの方向

専門性を高め、より個別の課題に対応するため、令和6年度より社会福祉法人に委託して実施しています。幼児健診などを通じて参加することが望ましい児童に対して、事業の周知を図り継続して実施します。

(5)特別支援教育の充実

1)事業概要

小中学校では、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するために、「通常の学級における指導」、「通級による指導」、「特別支援学級における指導」を行っています。「通常の学級における指導」は、個別の支援計画に基づいて、学級担任と学習・生活サポートが一人一人の子どもの実態に応じて内容や方法を工夫して行うものです。「通級による指導」は、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、一部の指導を通級指導教室で行うものです。通級による指導は、言語障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどを対象とします。「特別支援学級における指導」は、個別の教育的ニーズに基づいて、少人数による適切な指導を行っています。特別支援学級には、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、情緒障がい等の学級があります。早期からの就学指導を進めるために、関係機関と情報交換を行ったり、園訪問を実施したりしながら実態を把握し、教育相談を行うとともに、教育支援委員会を年間3回開催し、個々の実態に沿った適切な就学指導を推進しています。

2)取り組みの方向

福祉・健康・学校教育の連携した個々のケースへの関わりが重要と考え、市民福祉部等との連携によるケース会議を開催しています。今後も連携体制の更なる整備に取り組み、引き続き個別ケース会議を定期的に行います。

7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

(1)ひとり親日常生活支援事業

1)事業概要

ひとり親家庭の方が、一時的に家事など生活援助や育児の支援を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣するサービスです。なお、近年は障害福祉サービスなど、より適した支援制度を利用される事例が増えています。

2)取り組みの方向

様々な課題を抱えるひとり親家庭が、必要な支援を受けられるよう、本事業を含めた各種支援制度の情報提供を充実させます。

(2)自立支援教育訓練給付費事業

1)事業概要

児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にある人が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育講座や就労に結びつく可能性の高い講座等を受講するために必要な受講料を一部助成します。本事業を活用して介護ヘルパーの資格を取得した母親が、地域の介護施設に就職した事例があるなど、一定の成果を上げています。

2)取り組みの方向

給付の申請件数が少なく、さらなる制度の周知に努めます。また、講座等の情報提供についても内容の充実を図ります。

(3)高等職業訓練促進事業

1)事業概要

ひとり親家庭の親が就職に有利な資格を取得するために、一定期間以上、養成機関等で修業する場合に経済的支援を行う事業です。

2)取り組みの方向

育児・療育等の家庭事情により、資格や技能の取得に本格的に取り組むことが困難な世帯が多いため、これまでのところ申請者がいない状況にあります。今後も事業の周知に努めるとともに、他制度の併用などにより、事業を利用しやすい家庭環境づくりを支援します。

(4)母子・父子自立支援員の相談体制の充実

1)事業概要

ひとり親家庭の生活や就労などの相談に、母子・父子自立支援員が対応し、必要な支援につなげています。

2)取り組みの方向

相談内容が多様化・複雑化していることから、家庭児童相談員や関係機関と連携を強化し、ひとり親家庭の様々な課題に対応できる相談体制の充実を図ります。

(5)母子・父子自立支援プログラム策定等事業

1)事業概要

ひとり親家庭等に対する支援の一環として、就労の支援を行っています。近年はハローワークに登録し、市を介さないで直接支援を受けるケースが多くなっています。

2)取り組みの方向

ハローワークやひとり親家庭就業支援センター等と連携をし、特に母子世帯のプログラム策定による支援に力を入れます。

7—3 児童虐待防止対策の推進

(1) 児童虐待防止の意識啓発

1) 事業概要

児童虐待防止月間(11月)などに、ポスターの掲示や市の広報を利用して啓蒙活動を行っています。また各保育所や認定こども園の他、学校や関係施設、各自治会にもポスター等を配布し、掲示をお願いしています。

2) 取り組みの方向

今後も継続してポスターの掲示、啓発グッズの配布等、幅広く周知します。

(2) 児童虐待の早期発見、要保護児童対策地域協議会の運営

1) 事業概要

要保護児童対策地域協議会を開催し、システムの説明、情報の共有化を図り、月1回の合同ケース会議、必要に応じて個別ケース会議及び支援方針会議を開催しています。

2) 取り組みの方向

関係機関との連携をさらに強化するため、年間を通じて代表者会議や実務者会議を定期的に行います。また、支援が必要な子どもを早期に発見し、虐待の未然防止や適切な保護・支援ができるよう、関係機関との情報共有と支援体制の充実を図ります。

(3) 児童相談窓口の設置

1) 事業概要

総合福祉交流センター内のこども家庭センターで、妊娠期から子育て期までの様々な相談に対応し、切れ目のない支援を行っています。

2) 取り組みの方向

こども家庭センターの機能を強化するため、現在別々の施設で行っている児童福祉と母子保健の業務を一か所に集約します。また、相談支援の質の向上を図るため、職員研修を充実させ、専門性の強化を図ります。

第3章 事業の計画目標

1 教育・保育事業の確保策

			1号	2号		3号			提供体制 (箇所数)	
			3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳		
			教育	教育	保育	保育				
令和7年度	量の見込み		39	0	209	56	67	73	－	
			教育:計	39	保育:計	405			－	
	確保策	確保策のまとめ		教育:計	39	保育:計	445			－
		施設型給付	保育所	－	－	186	38	41	50	4か所
			認定こども園	39	0	60	18	26	26	4か所
		幼稚園	－	－	－	－	－	－		
令和8年度	量の見込み		37	0	202	54	64	68	－	
			教育:計	37	保育:計	388			－	
	確保策	確保策のまとめ		教育:計	37	保育:計	420			－
		施設型給付	保育所	－	－	164	37	41	48	4か所
			認定こども園	37	0	60	18	26	26	4か所
		幼稚園	－	－	－	－	－	－		
令和9年度	量の見込み		35	0	194	51	61	65	－	
			教育:計	35	保育:計	371			－	
	確保策	確保策のまとめ		教育:計	35	保育:計	389			－
		施設型給付	保育所	－	－	148	36	40	46	4か所
			認定こども園	35	0	55	16	24	24	4か所
		幼稚園	－	－	－	－	－	－		
令和10年度	量の見込み		35	0	190	50	59	62	－	
			教育:計	35	保育:計	361			－	
	確保策	確保策のまとめ		教育:計	35	保育:計	380			－
		施設型給付	保育所	－	－	138	36	40	46	4か所
			認定こども園	35	0	56	16	24	24	4か所
		幼稚園	－	－	－	－	－	－		
令和11年度	量の見込み		33	0	180	49	58	59	－	
			教育:計	33	保育:計	346			－	
	確保策	確保策のまとめ		教育:計	33	保育:計	364			－
		施設型給付	保育所	－	－	133	35	40	42	4か所
			認定こども園	33	0	50	16	24	24	4か所
		幼稚園	－	－	－	－	－	－		

2 地域子ども・子育て支援事業の確保策

			実施 有無	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
利用者支援事業	確保策	箇所数	○	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	
延長保育事業(時間外保育)	量の見込み(年間)			136	129	124	121	115	
	確保策	提供量	○	136	129	124	121	115	
		箇所数		8か所	8か所	8か所	8か所	8か所	
放課後児童健全育成事業	量の見込み(年間)			330	330	330	330	330	
	確保策	提供量－低学年	○	241	241	241	241	241	
		提供量－高学年		89	89	89	89	89	
		箇所数		7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み(年間)			7	7	7	7	7	
	確保策	提供量	○	7	7	7	7	7	
		箇所数		0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み(年間)			3,700	3,600	3,500	3,400	3,300	
	確保策	提供量	○	3,700	3,600	3,500	3,400	3,300	
		箇所数		4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	
一時預かり事業(在園児対象)	量の見込み(年間)			1,900	1,800	1,700	1,600	1,500	
	確保策	提供量	○	1,900	1,800	1,700	1,600	1,500	
一時預かり事業(幼稚園以外)	量の見込み(年間)			250	250	250	250	250	
	確保策	提供量	○	250	250	250	250	250	
病児保育事業	病児・病後児対応型	量の見込み(年間)			694	664	635	608	582
		確保策	提供量	○	90	90	90	90	90
			箇所数		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	体調不良児対応型	確保策	提供量	○	604	574	545	518	492
		箇所数		3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター就学児)	量の見込み(年間)								
	確保策	提供量－低学年	×						
		提供量－高学年							
		箇所数							
妊婦健康診査	量の見込み(年間)			68	66	64	62	59	
	確保策	提供量	○	68	66	64	62	59	
				妊婦健診 16回	妊婦健診 16回	妊婦健診 16回	妊婦健診 16回	妊婦健診 16回	
新生児・乳児(赤ちゃん)訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	量の見込み(年間)			68	66	64	62	59	
	確保策	提供量	○	68	66	64	62	59	
		訪問スタッフ数		2	2	2	2	2	
養育支援訪問事業	確保策	提供量	×						
実費徴収に係る補足給付を行う事業	確保策		×						
多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業	確保策		×						

第 3 編 こどもの貧困解消に向けて

第1章 計画の統合

少子高齢化や人口減少など深刻な社会状況の中で、物価高騰や経済情勢の悪化を背景に子育て世代の所得減少、虐待や不登校・ひきこもり等、様々な社会問題が子どもやその家庭の社会的孤立を招いており、子どもの貧困が複雑・多様化した問題となっています。

本市では、子ども^(注)たちが、家庭の経済的な事情により生活上の諸問題を抱えていたり、進学や就労の選択肢が狭められ、夢や希望を諦めざるを得ない状況であるなど様々な貧困問題を早期に把握して適切な支援に繋げ、貧困を背景とした親から子への貧困の連鎖を断ち切り、負の社会的相続を補完し、子育て家族を地域全体で支え、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障することで、それぞれの生き方を選択できるよう、子どもの最善の利益を実現することを目的として「にかほ市子どもの貧困対策推進計画」を平成30年度に策定しました。

(これまでの国の動き)

国では全ての子どもたちが生まれ育った環境に関わらず、夢や希望を持つことができる社会を実現するため「子どもの貧困」の解消に向けた取組を行っており、令和5年4月子ども家庭庁設置と同時に施行された「子ども基本法」に基づく大綱により、従来は別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子ども若者育成支援推進大綱」・「子どもの貧困対策に関する大綱」の3つが一本化され、子どもに関する施策を総合的に推進するための体制づくりが進められています。

(にかほ市の動き)

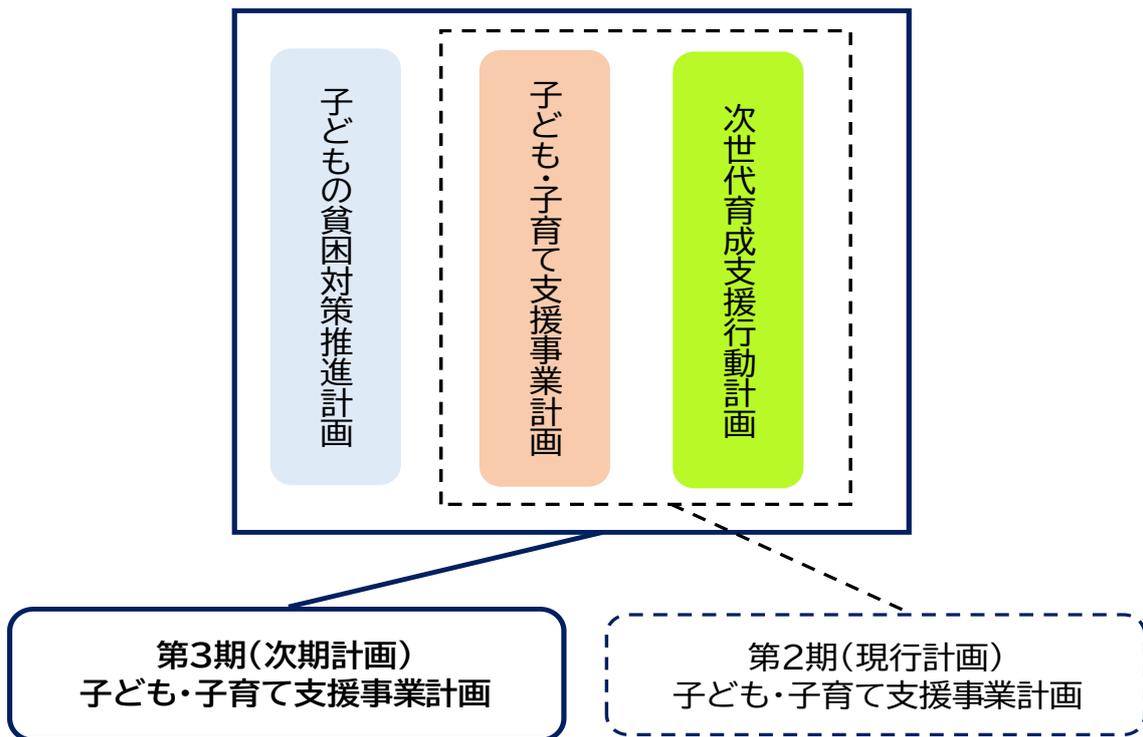
大綱において、市町村計画を策定するにあたり、子ども施策を一体的に推進するため、既存の各法令に基づく計画と一体のものとして作成できるとされました。

本市では、子どもと子育て家庭を地域で見守り、支援していくことを重要なテーマとして策定した「子ども・子育て支援事業計画」を進めているところであり、貧困の問題だけでなく子どもたちの状況を出来る限り早期に把握し、その問題が深刻化する前に関係部署が連携し適切な支援につなげていくことが重要と考えています。

このことから、今後は大綱や令和6年に改正された「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、にかほ市子どもの貧困対策推進計画の次期計画は「第3期にかほ市子ども・子育て支援事業計画(R7～R11)」へ統合して進捗管理と検証を行いながら総合的に施策を推進することとします。

(注) 「子ども」表記については、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる(令和4年9月15日付け内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室事務連絡)

【計画統合のイメージ図】



第2章 こどもの貧困の現状

国が実施した「国民生活基礎調査」によると、わが国における令和3年の相対的貧困率は 15.4% であり、これらの世帯で暮らす 17 歳以下のこどもの割合(=「こどもの貧困率」)は 11.5%となっています。

また、こどもがいる現役世帯のうち大人1人の世帯の相対的貧困率は 44.5%と、ひとり親世帯などでこどもを養育している家庭が特に生活に困窮している状況にあります。

	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年	令和3年
相対的貧困率	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.7%	15.4%	15.4%
こどもの貧困率	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	13.5%	11.5%
こどもがいる現役世帯の貧困率	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%	12.6%	10.6%
大人が1人の貧困率	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%	48.1%	44.5%
大人が2人以上の貧困率	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%	10.7%	8.6%
貧困線(名目値)	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円	127万円	127万円

厚生労働省：国民生活基礎調査より

第3章 にかほ市における子どもを取り巻く状況

1 こどもの人口の推移

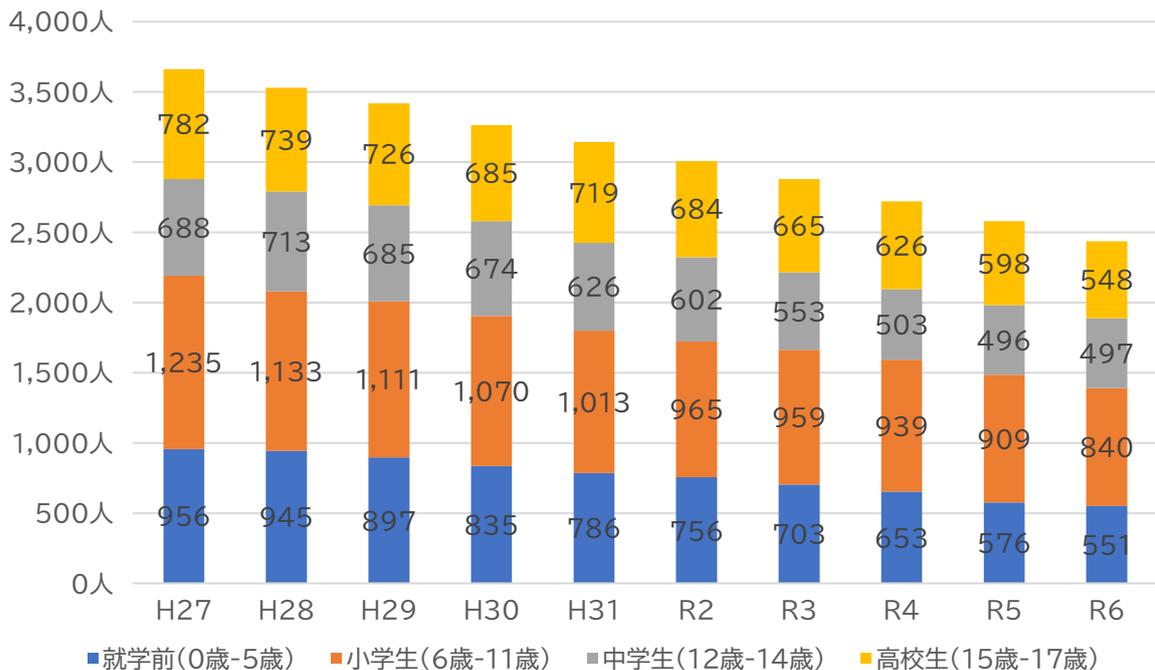
17歳以下のこどもの人口は、平成27年から令和6年までの10年間で1,225人減少しています。特に就学前の0歳から5歳は減少率42.4%と他の年代に比べて多くなっています。

○こどもの人口の推移(各年4月現在)

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	H27とR6 の比較
就学前(0歳-5歳)	956	945	897	835	786	756	703	653	576	551	△ 405
増減率	△ 2.0%	△ 1.2%	△ 5.1%	△ 6.9%	△ 5.9%	△ 3.8%	△ 7.0%	△ 7.1%	△ 11.8%	△ 4.3%	△ 42.4%
小学生(6歳-11歳)	1,235	1,133	1,111	1,070	1,013	965	959	939	909	840	△ 395
増減率	△ 5.0%	△ 8.3%	△ 1.9%	△ 3.7%	△ 5.3%	△ 4.7%	△ 0.6%	△ 2.1%	△ 3.2%	△ 7.6%	△ 32.0%
中学生(12歳-14歳)	688	713	685	674	626	602	553	503	496	497	△ 191
増減率	△ 7.3%	3.6%	△ 3.9%	△ 1.6%	△ 7.1%	△ 3.8%	△ 8.1%	△ 9.0%	△ 1.4%	0.2%	△ 27.8%
高校生(15歳-17歳)	782	739	726	685	719	684	665	626	598	548	△ 234
合 計	3,661	3,530	3,419	3,264	3,144	3,007	2,880	2,721	2,579	2,436	△ 1,225
増減率	1.8%	△ 3.6%	△ 3.1%	△ 4.5%	△ 3.7%	△ 4.4%	△ 4.2%	△ 5.5%	△ 5.2%	△ 5.5%	△ 33.5%

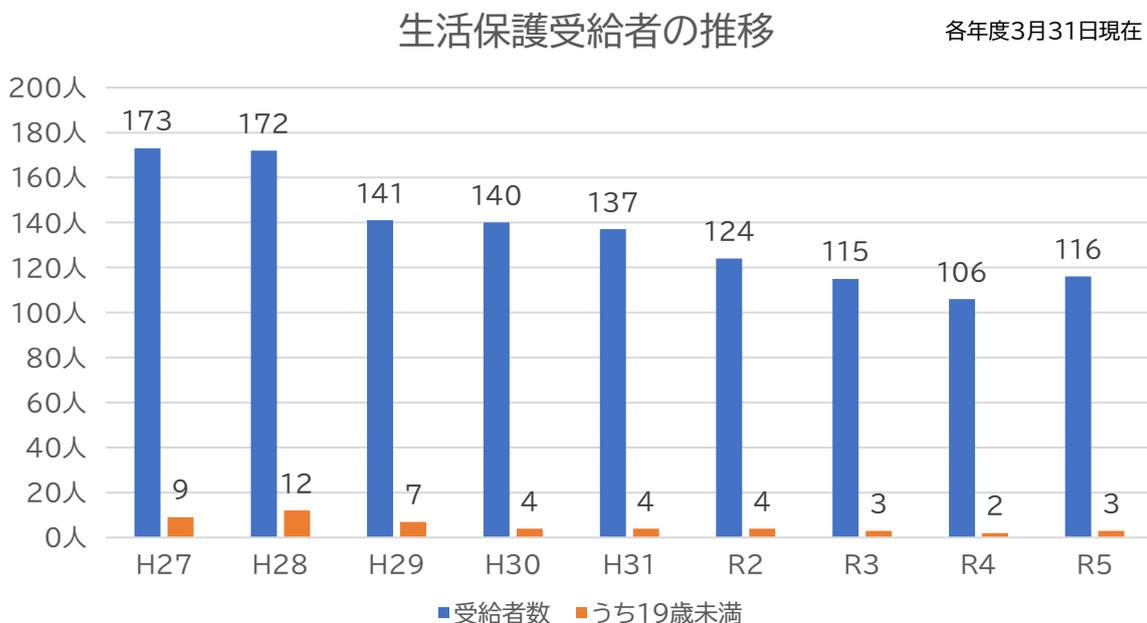
出典:にかほ市子ども家庭センター調べ

こどもの人口の推移



2 生活保護受給者の推移

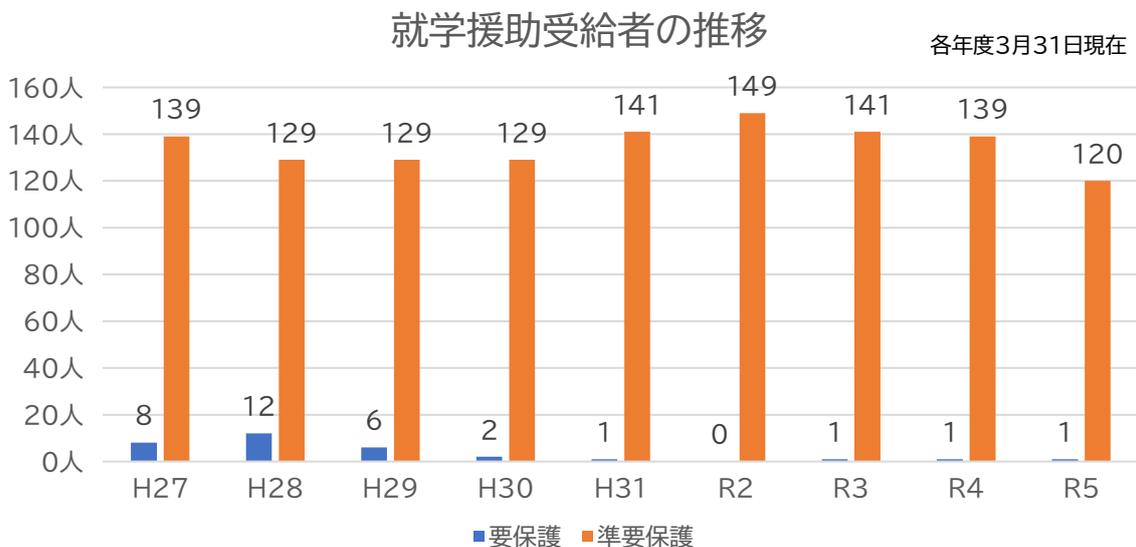
生活保護受給者はここ数年の減少傾向が令和5年度で増加に転じています。19歳未満については平成28年度をピークに減少し、平成30年度以降横ばいで推移しています。



出典:にかほ市福祉課調べ

3 就学援助受給者(児童生徒数)の推移

就学援助の受給者は令和2年度にピークを迎え、減少傾向にあります。要保護については平成30年度以降横ばいで推移しています。



出典:にかほ市学校教育課調べ

4 ひとり親世帯・児童扶養手当受給者の推移

ひとり親世帯の推移を見ると年齢到達により年々減少傾向にあります。児童扶養手当の受給者についても、同様に減少しています。

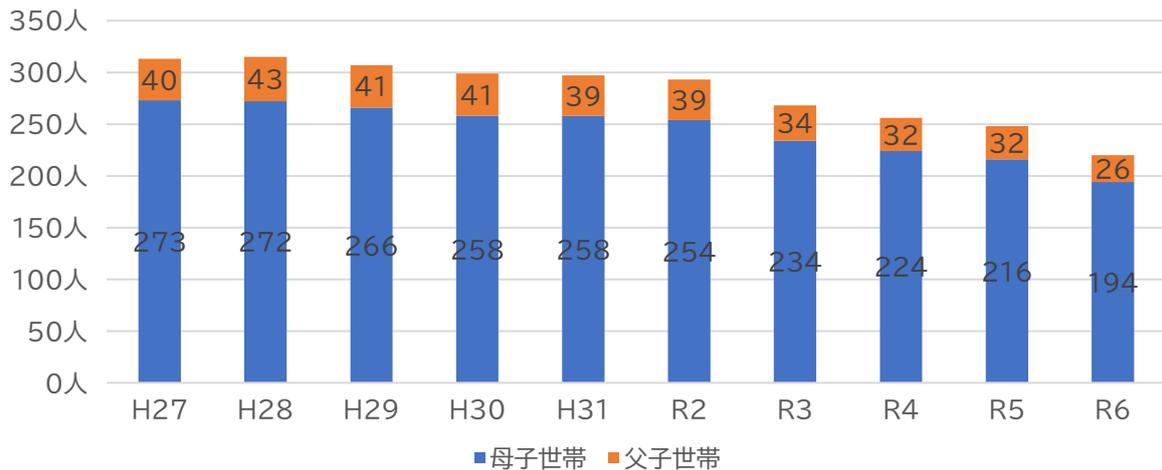
(世帯)

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
母子世帯の数	273	272	266	258	258	254	234	224	216	194
うち児童扶養手当受給世帯	184	185	183	180	181	169	150	140	137	112
父子世帯の数	40	43	41	41	39	39	34	32	32	26
うち児童扶養手当受給世帯	20	20	17	18	20	15	12	11	13	8
合計	313	315	307	299	297	293	268	256	248	220
うち児童扶養手当受給世帯	204	205	200	198	201	184	162	151	150	120

出典：母子父子世帯実態調査より

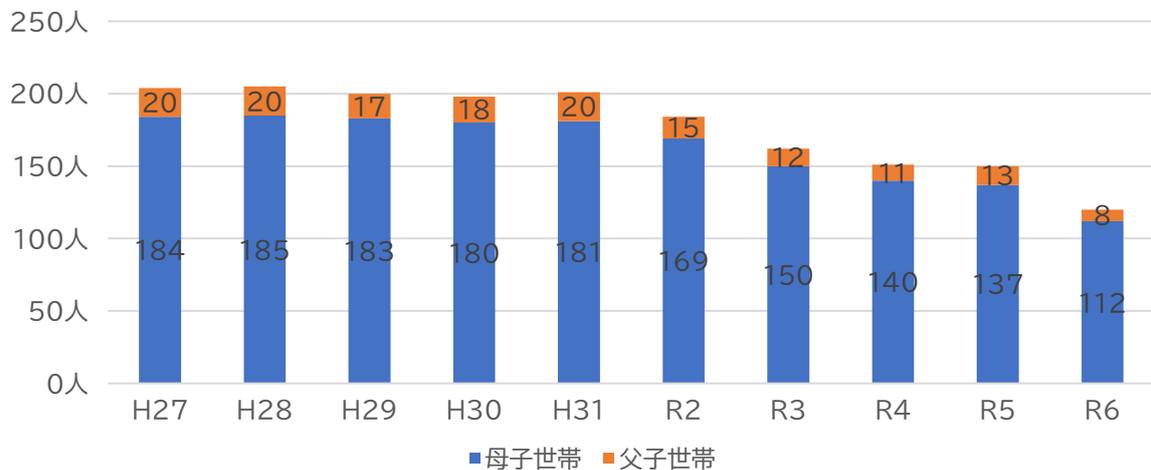
ひとり親世帯の推移

各年度8月1日現在



児童扶養手当受給者の推移

各年度8月1日現在



第4章 こどもの生活に関するアンケートについて

本市のこどもの貧困に関する実態や支援ニーズを把握し、取り組むべき課題や施策の方向性を定めるためアンケート調査を実施しました。

<調査対象>

調査基準日(令和6年5月1日)において市内に居住する、生年月日が平成18年4月2日から令和6年5月1日までのこどもがいる世帯

対象世帯数	回答世帯	回答率
1,475世帯	637世帯	43.2%

<回答世帯の分類について>

①世帯構成区分別

回答のあった世帯数		637世帯	構成比
世帯区分	ひとり親世帯(母)	67世帯	10.5%
	ひとり親世帯(父)	6世帯	0.9%
	ふたり親世帯	564世帯	88.6%

②等価可処分所得別

回答のあった世帯数		637世帯	構成比
	うち等価可処分所得が貧困線(127万円)以下	62世帯	9.7%
	うちひとり親世帯	13世帯	2.0%
	うち等価可処分所得が貧困線(127万円)以上	575世帯	90.3%
	うちひとり親世帯	60世帯	9.4%

等価可処分所得とは？

世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人数の平方根($\sqrt{\quad}$)で割った所得。

厚生労働省が実施する国民生活基礎調査において算定された等価可処分所得の中央値の半分の額が「貧困線」とされ、貧困線に満たない世帯員の割合が「相対的貧困率」とされています。

◆相対的貧困世帯について

本市では貧困線(令和3年:等価可処分所得127万円)を基準とし、貧困線未満の世帯を「貧困世帯」、貧困線以上の世帯を「非貧困世帯」としました。

1. こどもの生活に関することについて

◆概要

こどもの普段の生活習慣、食生活、人付き合いに関する項目について調査しました。

睡眠や入浴、食事面など基本的な生活にかかる部分、ゲーム機やスマートフォンを持っていないなどの経済的な理由による心配はほとんどみられませんでした。また、「他人とのコミュニケーションが得意でない」が全体の31.6%、「学校に居心地の悪さを感じている」が全体の27.6%と約3割がこどもの人付き合いについて心配していることが分かりました。

2. こどもの学校・学習や将来に関することについて

◆概要

経済面がこどもの進学に影響することがあるかについて、72.4%が「ない」と回答しており、進学をさせたい希望が多い一方、塾に通わせる費用、学費、交通費や奨学金の返済が心配事として約半数近くの回答がありました。

また、大人になるうえで重要に思うことについて、非常に重要と回答があったのは「就職に必要な学力」46.3%よりも「健康と体力」73.0%、「人との関係性」70.5%や「他人に迷惑をかけない」67.3%など、他者との関わりに関する回答がそれぞれ約7割という結果となりました。

3. 保護者(アンケート回答者)のことについて

◆概要

アンケートの回答者は母親が80.7%、父親が19.0%で、全体の64.8%が正規の社員・職員として就労しています。求職中の方のうち働いていない理由としては「希望する条件の仕事がない」が一番多く挙げられました。

現在の悩みについて、子育てや教育にかかるお金や学習や進路に関する次に次いで、発達やしつけ、こどもの友達関係が悩み事として回答がありました。

また、相談相手がいると答えたのは87.6%で主な相談先は配偶者や親族に次いで職場の人が多い結果となりました。

4. 家計に関することについて

◆概要

貧困線未満の世帯(=貧困世帯)は9.7%ですが、非貧困世帯を含めても現在の生活状況を「とても苦しい」「苦しい」と回答した世帯は4割を超えています。

過去1年間に税金や電気・ガス・水道などの公共料金を払えなかったなど経済的な問題があったと答えた世帯は貧困世帯で約2割、食材や衣料品を買うことができなかったと答えた世帯は約3割となっています。

第5章 取組の方向性

アンケート調査結果を踏まえ、取組の方向性を大綱に掲げる次の4つを重点項目とし推進することとします。アンケート調査の設問別の結果については別冊の資料集にまとめました。

I 教育の支援

貧困の連鎖を断ち切るためには、生まれ育った環境や家庭の経済状況にかかわらず、等しくその能力に応じた教育を受けられなければなりません。

学校を教育におけるプラットフォームと捉え、学校教育による学力の保障や、地域における関係機関・団体が要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用して連携し、苦しい状況にあるこども・家庭を早期に把握し、支援に繋げる体制を強化します。

II 生活の安定に資するための支援

こどもや子育てをする当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、生活の安定に資するための支援を進めます。

こども家庭センターを主として親の妊娠・出産期から伴走型支援による相談支援の充実や居場所づくりを図り、社会的養育が必要なこどもへの生活支援の適切な実施など、心身健やかに成長していけるよう関係する部局や機関が連携して取り組んでいく必要があります。

III 保護者の就労の支援

保護者の職業の安定は、家庭生活の基盤であるだけでなく、親から子への貧困の連鎖を断ち切り、ゆとりを持って子育てをするために重要なものです。

保護者の安定した就労を実現するため、保護者の希望に沿った就労相談や職業能力の向上支援を実施するとともに、子育てと仕事を両立させるための保育サービスの適切な利用促進に取り組みます。

IV 経済的支援

保護者が直面している問題や環境のために経済的に厳しい状況を抱えているひとり親世帯や貧困世帯等の暮らしを支えていくことは、こどもの成長を支える意味でも必要なものです。

各種手当や貸付等支援制度の情報が必要な家庭に確実に届く周知徹底を引き続き実施するとともに、子育て家庭の実態に即し、こどもの養育に資する経済的支援を実施します。

第6章 施策の展開

重点項目 I 教育の支援

施策	取り組み	本市の取組内容
(1) 幼児教育・保育の負担軽減及び質の向上	子どものための教育・保育給付	子ども・子育て支援制度の施設型給付費に係る費用を全額負担し保護者の所得に関わらず保育料及び副食費を無償化しています
	教育・保育アドバイザーの配置	アドバイザーを派遣し、情報共有・連携強化や研修会等の企画・運営により教育・保育現場の質の向上を支援します
(2) 学校をプラットフォームとした総合的な支援	少人数学習推進事業	県からの教員の派遣のほか、市で独自に非常勤講師を配置し、きめ細やかな学習指導を行っています
	スクールカウンセラーの配置	市内の3中学校にスクールカウンセラーを配置し、こどもの悩みや相談に対応しています
	特別支援教育の充実	市内の小・中学校7校すべてに学校生活・学習サポート支援員を配置するほか、早期からの教育相談の充実を行います
(3) 就学の支援	特別支援教育就学奨励費	特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費を援助しています
	就学援助費	経済的な理由により、小・中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を援助しています
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定、こどもの福祉向上を図るために無利子又は低利子で就学資金の貸付を行います
	奨学資金貸付事業	高校・大学等に進学するための奨学資金を無利子で貸付します
	奨学金返還助成事業	市内に定住、又は市内に転入し就職をしている方に奨学金返還の助成をします
	教育支援センター(ぱすてる)の運営	さまざまな理由から学校に足が向かなくなってしまったこどもたちに個の学習機会の保障と心と体とりフレッシュや社会的自立のための様々な体験活動を提供しています
(4) その他	地域学校協働活動 (放課後子ども教室)	こどもたちの安全安心な居場所として様々な活動を地域住民とともに実施し、地域でこどもを育む住民意識を醸成し地域による課題解決力の向上を図ります

重点項目Ⅱ 生活の安定に資するための支援

施策	取り組み	本市の取組内容
(1)相談支援の充実	利用者支援事業 (こども家庭センター型)	こども家庭センターを設置し、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を実施するため保健師等の専門職が相談に応じます
	母子・父子自立支援員の配置	ひとり親家庭の相談に対し、自立に必要な情報提供や指導、職業能力向上や求職活動などの支援をします
	自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	総合生活相談室を設置し、様々な理由により生活に困っている方の相談に応じ、自立に向けた伴走型支援を行います
	重層的支援体制整備事業	対象者の属性や年代を問わない相談支援、多様な参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、複雑化・複合化した相談に対する支援を行います
(2)保護者の生活支援	地域子ども・子育て支援事業	子育て世代の親が安心して子育てと仕事を両立できるよう延長保育や一時預かり、病児保育、放課後児童クラブ等を実施しています
	子育て短期支援事業	保護者の疾病や育児疲れ等により家事・育児ができない場合に施設へのショートステイを実施します
	子育てサークル「まんまある」	子育てしながら色々な体験活動を通して交流の輪を広げたい乳幼児程度の保護者向けに託児付きのイベントを実施しています
	家庭教育支援チーム「ほんわっか」	高校生までの親子、祖父母を対象に、子育てや家庭教育に関する相談、地域情報の提供、ほんわっカフェを開催しています
	家計改善支援事業 および 被保護者家計改善支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	家計に問題を抱える方に、家計に関するアセスメントを行い、家計再生に向けた計画の作成と必要に応じた伴走型支援を行います
	母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭等の親が修学等や病気などの事由により一時的に生活援助が必要な場合などに、家庭生活支援員の派遣を行います
	赤ちゃん訪問・産後ケア事業	退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行います
	ひとり親世帯への医療費助成	18歳までの児童を養育しているひとり親家庭の親に対し、医療費の自己負担分全額を助成しています
	生理の貧困対策	サニケアプロジェクトと称し、様々な事情により生理用品の用意が難しい方への支援として、生理用品と各相談機関の案内チラシを無料配布しています

(3)こどもの生活支援	こどもの医療費助成	全てのこども(0歳から高校生年代)の医療費の自己負担分を全額助成しています
	生理の貧困対策	(再掲)
(4)住宅の支援	ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業	ひとり親家庭等の親が住宅の整備を必要とし、自力で整備するのが困難な人に対し貸付を行います
	住居確保給付金 (生活困窮者自立支援制度)	離職等により住居を失った又は喪失するおそれのある方に対し、安定して求職活動ができるよう、家賃相当額を給付します
	母子生活支援施設入所措置	住居など様々な問題を抱える母子世帯について、生活の安定や自立を支援します

重点項目Ⅲ 保護者の就労の支援

施策	取り組み	本市の取組内容
(1)就労に関する相談・情報提供	母子・父子自立支援員の配置	(再掲)
	生活保護受給者等就労自立促進事業	児童扶養手当受給者等を対象に、就労による自立に向けた支援をハローワークと連携して行います
(2)資格・技能取得に向けた支援	高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の親が就職に有利な資格を取得するために、一定期間以上、養成機関等で修業する場合に経済的支援を行います
	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親が指定教育講座や就労に結びつく可能性の高い講座等を受講した場合、受講料の一部を助成します
(3)その他	就労準備支援事業 および 被保護者就労準備支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	一般就労に向けた準備が整っていない方に対し、就労の準備として基礎能力を形成するため、計画的かつ一貫した支援を行います
	就労支援員の配置	生活保護受給者の就職を専任の就労支援員が支援します

重点項目Ⅳ 経済的支援

施策	本市の取組内容
児童手当	次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として0歳から18歳の年度末を迎える児童の養育者に対して児童手当を支給します
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給します
特別児童扶養手当	精神または身体に障害を有する20歳未満の児童を家庭で監護・養育している父母に対して、児童の福祉の増進を図ることを目的として特別児童扶養手当を支給します
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の20歳未満の児童に対して、障害児の福祉の増進を図ることを目的として障害児手当を支給します
子どものための教育・保育給付支援	(再掲)
すこやか子だから祝金	生まれたこどもの健康な成長と、経済的な負担の軽減を図るため第2子以降が生まれた際に祝金を贈呈します
妊婦のための支援給付金	妊娠時から切れ目なく伴走型相談支援を実施し、妊婦等の身体的、精神的ケアをするとともに、経済的支援として妊娠時に5万円、出生時に7万円(うち2万円は秋田県独自の上乗せ)を支給します
妊産婦医療費助成	妊産婦が負担する医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減することにより、安心してこどもを産み育てることができる環境をつくります
こども・ひとり親への医療費助成	(再掲)
就学援助費	(再掲)
奨学金貸付・返還助成	(再掲)
生活保護費	生活に困窮している世帯を対象に、国が定める最低限度の生活を保障するため、その困窮の程度に応じた支援を保護費として支給するとともに、世帯が自立するために必要な支援を行います
難聴児補聴器購入費助成	身体障害者手帳の交付対象とならない程度の難聴児に対して、補聴器の装用による言語の習得やコミュニケーション力の向上を促進するため、補聴器購入費の一部を助成します

第 4 編 計画の推進体制

第1章 計画の推進体制

1 子ども・子育て会議による進捗評価

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施します。具体的には、教育・保育の提供状況や各種事業の利用状況、こども家庭庁が示す指標等に基づき評価を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。また、社会状況の大きな変化等により計画の修正が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

子ども・子育て会議の役割

- ① 教育・保育施設や地域型保育事業に関する市の「利用定員」の設定について意見を述べること。
- ② 市の「子ども・子育て支援事業計画」の策定または変更について意見を述べること。
- ③ 市の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議すること。

2 庁内における進捗評価の体制

本計画は、子育て、教育、保健、福祉など多岐にわたる分野を含むため、庁内の関係部署が連携して取り組む必要があります。そこで、こども家庭センターを中心とした庁内プロジェクト会議を定期的で開催し、計画の進捗管理と評価を行います。

3 関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、地域の実情に応じた取組みを進める必要があります。特に、こども家庭センターを中心とした妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の実現に向け、医療・保健・福祉等の関係機関との連携強化を図ります。

4 計画の周知

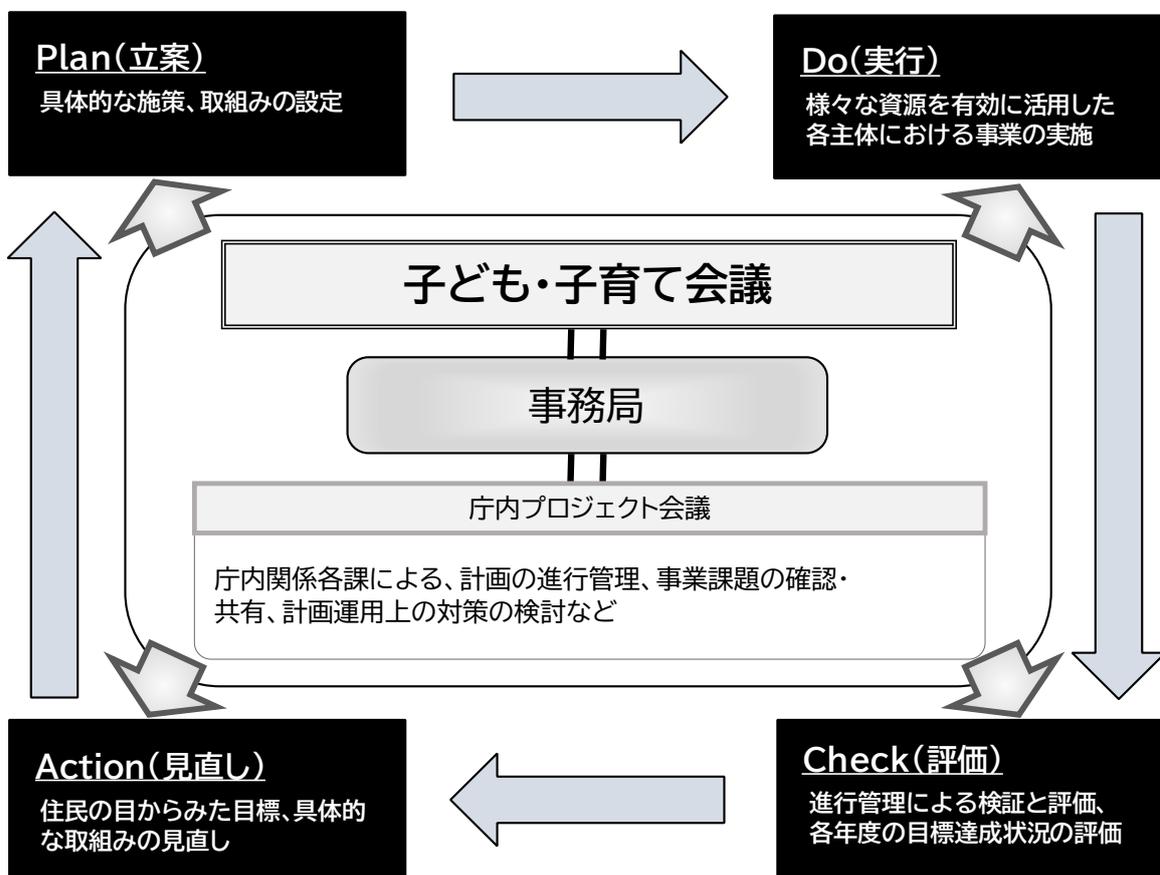
本計画の推進には、子育て関係者をはじめ多くの市民の理解と協力が不可欠です。そのため、市のホームページや SNS、広報紙などの様々な媒体を活用し、計画の内容や子育て支援サービスについて分かりやすく情報発信します。特に、利用者目線での情報提供を心がけ、必要な支援が必要な方に確実に届くよう取り組みます。

第2章 進捗評価の仕組み

本計画は、具体的な事業から中長期的な構想に近い事業まで、さまざまな施策で構成されています。また、子どもの成長や子どもを取り巻く環境は日々変化しており、子どもと子育て家庭、地域の様々な人々にとって、新たな課題も生じることから、計画自体も状況に応じて柔軟に対応していく必要があります。

そこで、本計画の実効性を高め、施策の効果を検証するため、まず庁内のプロジェクト会議において、子ども・子育てに関わる事業の実績について取りまとめ、事業の実施状況、事業実施に伴う諸課題などの整理を行います。そのうえで、プロジェクト会議における課題整理を踏まえ、子ども・子育て会議において、計画の評価、見直しを検討していきます。

なお、評価にあたっては、こども家庭庁が示す指標等も参考にしながら実施します。



※ 計画の進行管理における PDCA サイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画に沿った「行動」(Do)、実践の結果を目標と比べる「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「改善」(Action)の 4 つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法をさしています。

資 料 編

■ 施設等一覧(令和7年4月現在)

1 認可保育所

No.	地域	園名	住所	電話番号
1	仁賀保	にかほ保育園	にかほ市院内字嶋田70番地	0184-32-3200
2		つぼみ保育園		0184-62-8260
3	金浦	勢至保育園	にかほ市金浦字木ノ浦山17番地11	0184-38-2248
4	象潟	ひまわり保育園	にかほ市象潟町字一丁目塩越124番地1	0184-43-4600

2 幼保連携型認定こども園

No.	地域	園名	住所	電話番号
1	仁賀保	幼保連携型認定こども園 仁賀保	にかほ市平沢字町田1番地	0184-36-2479
2	象潟	白百合こども園	にかほ市象潟町字上狐森123番地3	0184-43-2456
3		明星こども園	にかほ市象潟町関字大坂1番地20	0184-43-5622
4		星城こども園	にかほ市小滝字舞台64番地2	0184-44-2314

3 学童保育クラブ

No.	地域	クラブ名	住所	電話番号
1	仁賀保	仁賀保学童保育クラブ	にかほ市平沢画書面37番地1 (平沢小学校敷地内)	0184-44-8872
2		院内学童保育クラブ	にかほ市院内字メカケ7番地1 (旧院内診療所)	0184-36-3556
3		小出学童保育クラブ けやきっ子	にかほ市中三地字橋本166番地 (旧小出保育園内)	0184-36-2251
4	金浦	金浦学童保育 たんぼぼサークル	にかほ市金浦字背長森39番地 (金浦小学校体育館内)	0184-38-3381
5	象潟	学童保育 のびやかサークル	にかほ市象潟町字妙見下77番地2 (象潟小学校体育館内)	0184-43-5310
6		上浜学童保育クラブ	にかほ市象潟町大砂川字下橋20番地6 (上浜構造改善センター)	0184-46-2588

4 子育て支援センター

No.	地域	名称	住所	電話番号
1	仁賀保	なかよし	にかほ市院内字嶋田70番地 (にかほ保育園内)	0184-32-3200
2	金浦	にこにこ	にかほ市金浦字木ノ浦山17番地11 (勢至保育園内)	0184-38-2248
3	象潟	ぐうちよきぱあ	にかほ市象潟町字狐森31-1 (象潟公民館内)	0184-74-6204
4		星城ひろば	にかほ市象潟町小滝字舞台64番地2 (星城こども園内)	0184-44-2314

5 病児保育事業

No.	地域	名称	住所	電話番号
1	仁賀保	病児保育室「みんと」	にかほ市院伊勢居地字四日市114-1 (小出診療所隣)	0184-32-3040
2		病後児保育「つぼみ」	にかほ市院内字嶋田70番地 (つぼみ保育園内)	0184-62-8260

第3期にかほ市 子ども・子育て支援事業計画

印刷発行 令和7年3月

発行 にかほ市

〒018-0192

秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1

TEL 0184-43-3200 (代表)

E-mail sukusukusienka@city.nikaho.lg.jp

にかほ市 HP URL <https://www.city.nikaho.akita.jp/>
